

監査公告第4号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した議会事務局に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成30年8月24日

加賀市監査委員 浅井 廣史

議会事務局定期監査結果報告

第1 監査期間

平成30年6月8日から平成30年7月7日まで

第2 監査の対象

議会事務局

平成29年度（平成30年5月末現在）の財務に関する事務の執行状況

第3 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により議会選出委員である川下 勉委員は除斥した。

第4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況を調査するとともに、関係職員から所管事務について事情聴取を行った。（聴取内容の主な項目は別紙のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第5 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第6 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

議会事務局 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 議会基本条例とその取り組みについて
 - (1) 条例制定の目的
 - (2) 条例に沿った活動加
2. 議会改革度調査 2016 ランキング第4位について
3. 職員の時間外勤務について
4. 政務活動費について